



令和8年8月7日

各 位

会 社 名 トモニホールディングス株式会社
 代表者名 取締役社長兼CEO 中村 武
 (コード番号 8600 東証プライム)
 問合せ先 常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
 (TEL 087-812-0102)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の従業員の福利厚生制度を充実させるとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入するとともに、本制度に基づき、下記のとおり、トモニホールディングス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象従業員」といいます。）に対してのみ付与されます。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	令和8年10月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 136,850株（注）
(3) 処 分 価 額	1株につき 1,031 円
(4) 処 分 総 額	141,092,350円（注）
(5) 処 分 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 （トモニホールディングス従業員持株会 136,850株） なお、各対象従業員への付与株式数は当社が定めた数とし、一部申込みは受け付けませんものとします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本日時点における最大値であり、対象従業員となり得る最大人数である当社グループの従業員2,496名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員の数（最大2,496名）及び当社が定める従業員区分に基づき規定する1名当たりの付与株式数（パターンA：最大408名に一律100株、パターンB：最大1,754名に一律50株、パターンC：最大334名に一律25株）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの従業員の福利厚生を充実させるとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、対象従業員に本持株会を通じて譲渡制限付株式を付与するため、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての当社普通株式につき自己株式の処分を行うことを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

<本制度の概要等>

本制度において、譲渡制限付株式の付与は、①当社又は当社子会社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式としての当社普通株式を付与するための特別奨励金として金銭債権を支給し、②対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、③本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当社に一括して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けて行われます。

対象従業員は、本持株会の規約に従って、本持株会に割り当てられる譲渡制限付株式に係る持分（以下「本持分」といいます。）を取得しますが、譲渡制限期間中は本持分に係る株式を引き出すことができません。本持株会は、その規約について、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けるために必要な改正を行う予定です（当該改正は、理事会が会員に対し通知発信後2週間経過した時に、会員からの異議が会員数の2分の1に満たない場合に効力を生じる予定です。）。なお、本自己株式処分は、その処分期日の前日までに当該改正の効力が発生することを条件として実施されます。

また、当社は、当社普通株式の割当ての際に、本持株会との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結する予定です。

なお、本自己株式処分における処分株式数は、上記1（注）に記載のとおり後日確定する見込みですが、その最大値は136,850株です。本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、令和8年3月31日現在の発行済株式総数193,533,011株に対し0.07%であり、令和8年3月31日時点の総議決権数1,919,247個に対し0.07%です（これらの割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。）。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

（1）譲渡制限期間

本持株会は、処分期日から令和11年5月31日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、対象従業員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年（ただし、定年後再雇用された場合は、当該再雇用期間満了）、雇用期間満了、死亡、役員昇格、当社グループ間の転籍その他当社が正当と認める理由により本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の第一営業日（以下「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限を解除する本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、対象従業員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、定時定例の買付けにより取得した株式に関して当該対象従業員が保有する通常の会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の保有する本持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象従業員の保有する本持分から控除するものとする。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、その規約の定めに従い、本持分と通常持分とを分別して登録し、管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社グループが譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として対象従業員に支給し、対象従業員が本持株会に拠出した金銭債権を出資財産として、本持株会がこれを現物出資することにより行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日（令和8年8月6日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,031円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なもので、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、上記処分価額の当社普通株式の一定期間における終値平均値からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しております。乖離率につき以下同じです。）は、次のとおりです。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1か月（令和8年7月7日～令和8年8月6日）	974円	5.53%
3か月（令和8年5月7日～令和8年8月6日）	910円	11.74%
6か月（令和8年2月9日～令和8年8月6日）	906円	12.12%

当社の監査等委員会（社外取締役4名で構成）は、上記処分価額について、対象従業員に対してインセンティブを付与すること等を目的としていること、及び、処分価額は、取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値としていることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと判断した過程は合理的であり、かかる判断は適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

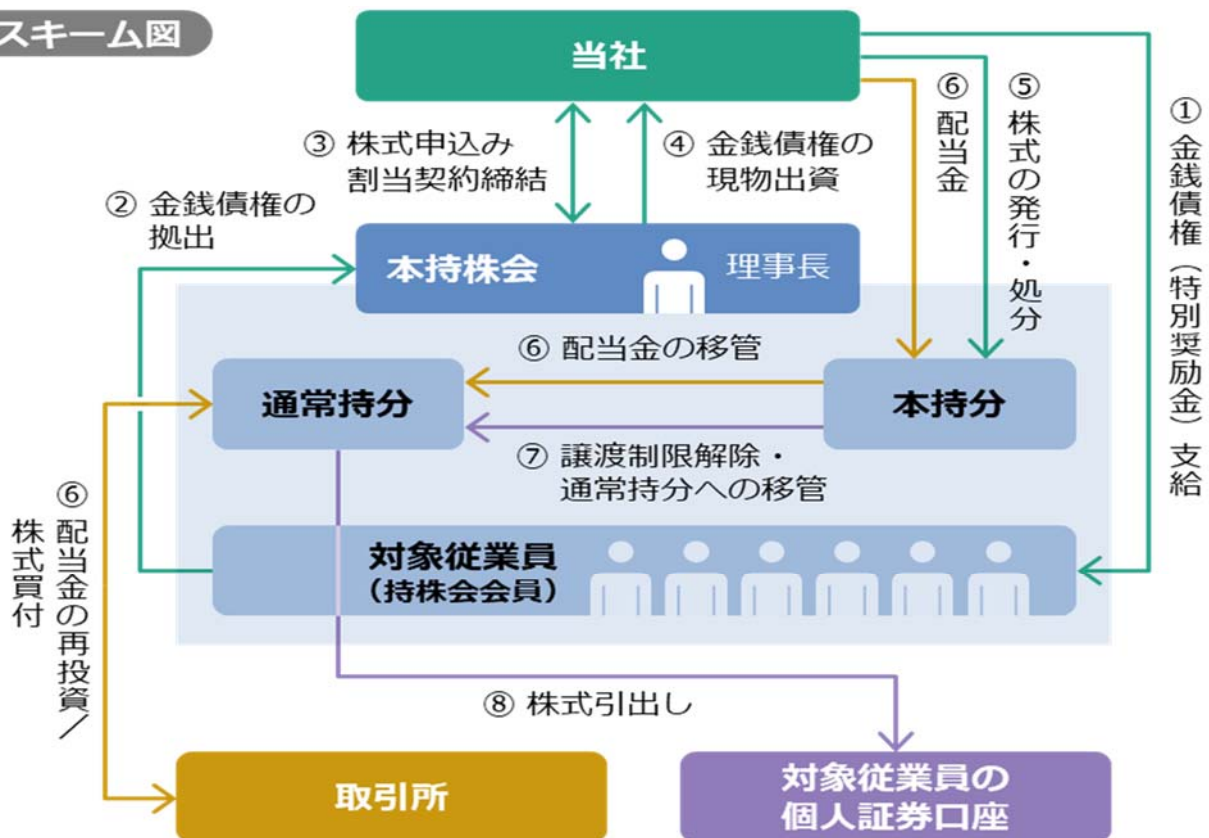
本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(ご参考)

本制度の仕組み

- ① 当社又は当社子会社は、対象従業員に対して譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象従業員は、当社又は当社子会社から支給された金銭債権を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は、当社に対して株式の申込みを行い、当社との間で本割当契約を締結します。
- ④ 本持株会は、各対象従業員から拠出を受けた金銭債権を一括して当社に現物出資します。
- ⑤ 当社は、本割当株式を本持株会に割り当てます。
- ⑥ 譲渡制限期間中も本割当株式について配当金が支払われますが、配当金は通常持分と合わせて再投資されます。
- ⑦ 本持株会は、譲渡制限期間の満了後に、その規約の定めに従って、対象従業員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、通常持分に振り替えます。
- ⑧ 対象従業員は、上記⑦の振替後には、本持株会の規約の定めに従って、本割当株式を自己の証券口座に引き出すことができます。

スキーム図



※ 上記の図のうち「①金銭債権（特別奨励金）支給」について、子会社の従業員には当該子会社から金銭債権（特別奨励金）が支給されます。

以 上